

令和7年度

福祉センター管理運営事業

総合福祉センターエレベーター設備改修設計業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市西条町土与丸

東広島市



設計業務等委託料

令和7年度 福祉センター管理運営事業 総合福祉センターエレベーター設備改修設計業務

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費						
改修設計		1	式			
諸経費						
改修設計		1	式			
技術料等経費						
改修設計		1	式			
特別経費		1	式			
現地調査費		1	式			
RIBC使用料		1	式			
アスベスト調査費		1	式			
小計						
業務価格		1	式			千円未満切捨て
消費税等相当額		1	式			10%
設計業務等委託料		1	式			

設計業務委託特記仕様書

1. 業務名称

令和 7 年度 福祉センター管理運営事業
総合福祉センターエレベーター設備改修設計業務

2. 履行場所

東広島市 西条町土与丸

3. 技術者

次の資格を有する管理技術者及び担当技術者を定めること。

(1) 管理技術者

- 管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（以下「一級建築士」という）で資格取得後、建築設計に関し実務経験8年以上有する者とする。

(2) 担当技術者

- 担当技術者（意匠）の資格要件は、一級建築士で資格取得後、建築設計に関し実務経験3年以上有する者とする。

(3) その他

- 管理技術者及び担当技術者（意匠）は、受注者と直接雇用関係のある者とする。
- 管理技術者と担当技術者（意匠）は、要件を満たす場合であっても、兼ねることができない。

4. 建物概要

鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積2,182㎡ 昭和61年竣工

用途： 福祉施設 （平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第十一号 第 1 類 ）

5. 業務内容

<エレベーター設備>

・既存エレベーター（ロープ式 積載荷重900kg 最大定員13名 昭和61年設置）一式の更新に係る改修設計

・上記に伴う内装の一部改修及び、防煙シャッター等付帯設備の改修

<その他>

・アスベスト含有調査（JIS A 1481-1による定性分析）：1箇所（昇降路内区画貫通部を想定）

(1) 実施設計

① 一般業務

- ☐ 建築設計
- ☐ 電気設備設計
- ☐ 機械設備設計
- ☐ 概算工事費算出

② 追加業務

- ☐ 積算
- ☐ 概略工事工程表作成
- ☐ 地質調査
- ☐ 敷地測量
- ☐ アスベスト調査

(2) 手続き

① 手続き業務

- ☐ 計画通知手続き
- ☐ 構造計算適合性判定手続き
- ☐ 建築物省エネ法手続き
- ☐ バリアフリー法手続き
- ☐ 官公署諸手続き

※ 官公署諸手続きについては、必要な場合のみ事前協議等遅滞なく行い、書類の訂正・疑義事項・不備等についての対応を行うこと。

※ 計画通知手続きが必要な場合の計画通知書等手続き書類の作成は、一般業務に含む。

※ 確認済証、構造適合性判定通知書、建築物省エネ法適合性判定通知書又は届出書及び官公署書類について、すべての審査等が完了（指摘事項の修正等が完了）した上で各機関が済証等の交付手続きに要する事務期間は業務外とする。

6. 設計基本コンセプト

- 経済性、施工性、維持管理の容易性、機能性、耐久性及び工事費等を考慮の上、最も効果的な計画（工法）を立案すること。
- 施設を運営しながらの工事となるため、動線計画・騒音・振動対策に配慮し、工程計画及び十分な安全対策が確保できる仮設計画を立案すること。
- 既存エレベーターの改修に関する既存不適格事項の把握などの建築基準法・消防法等の関係法令への抵触事項を報告し、改善が必要な場合は必要に応じて遡及検討するとともに、改修計画を提案すること。

7. 共通事項

- (1) 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最終改定 令和6年3月26日付、国営整第213号）」による。
- (2) 設計は、関係法令の規程や諸基準を遵守すること。
- (3) 工事場所の気象条件、周辺環境を考慮し、設計を行うこと。
- (4) 設計に先立ち、現地調査等を入念に行うこと。
- (5) 建物形状、仕様、構造、工法については多面的に検討し、建設コスト及び維持管理コストの削減に努めること。
- (6) 設計に際しては、調査職員（又は関係部局）と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図ること。
- (7) 設計図書の内容は、別紙「委託範囲及び設計書作成要領」によることとし、原則として特定の製品製造所名は記載してはならない。
- (8) 工事費内訳書の作成は、公共建築工事に内訳書標準書式「建築工事編」「設備工事編」（最終改定 令和5年3月29日付、国営積第8号）及び広島県営繕工事に内訳書作成要領（令和2年度8月20日改訂）によること。ただし、調査職員より指示があった場合はこの限りではない。
- (9) 工事費内訳書の単価は、原則建設物価・積算資料等の刊行物の平均値を採用すること。なお、採用する刊行物の発行月は調査職員に確認し決定すること。
- (10) 工事費内訳書の単価を見積とする場合は、3社以上に見積を取り、合計見積額が最低となる1社を採用すること。なお、見積依頼をする前には見積依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。（単価見積は採用しないこと）
- (11) 業務を履行する上で、設計の一部に対し第三者の協力を得る場合（積算業務、地質調査業務等）には、あらかじめ委任（下請負）承認願を提出し承諾を得ること。
- (12) 改修工法は、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」を参考に、施設の利用状況を考慮し選定すること。
- (13) 建築と電気・機械との設計内容の調整及び確認を行うこと。
- (14) 業務着手にあたり、業務実施工程表及び業務実施計画書を提出し、調査職員の承諾を得ること。
- (15) 概算工事費は、社会情勢等を十分に考慮し、算出すること。
- (16) 「労働安全衛生法施行令」に規定されている石綿等（アスベスト含有建材等）については、その有無、種類及び数量を入念に調査すること。石綿等が使用されている場合、又は疑わしい材料が使用されている場合は、使用部位、材料名、数量、厚さ等を調査し、定性分析を行うこと。また、アスベスト含有建材使用撤去物として仕上表に明記し、工事費概算に反映すること。
- (17) 業務実施工程表は、市の検討期間、完成時の成果品確認期間等を十分考慮した上で作成すること。
- (18) 設計に先立ち、改修建物、既存設備及び敷地内の工作物等の現地調査を十分に行うこと。既設エレベーターの図面については図面が保管されておらず提示できないため、製造メーカーに聴取を行うなどに対応すること。また、現地調査については、事前に施設管理者及び調査職員と協議した上で、施設運営に支障のないよう行うこと。
- (19) 見積書は紙（FAX含む）又は電磁的記録などいずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可とする。（担当者印の代替えとしての直筆署名も不要）
- (20) 改修工事の場合は(18)に基づき必ず改修前後を対比した図面を作成すること。
- (21) その他、調査職員の指示により、業務遂行に必要な資料収集、提案を行うこと。

8. 個別事項

- (1) 本業務は、当該エレベーターが耐用年数を超過していること及び、保守部品が程なく供給終了を迎えることに伴い、利用者等の安全性を確保する観点から更新を行うものである。
- (2) エレベーターピット内の漏水調査を実施し、漏れが確認された場合は改修計画及び施工計画を作成し、提出すること。
- (3) 撤去する機器について、PCB含有の可能性があるかメーカーに聴取するなどの調査を行い、結果を報告すること。
- (4) エレベーターの更新に伴う新規部材の設置等により、既存躯体等に影響が及ぶ場合は、当該部分についての構造検討を行い安全である旨を確認すること。
- (5) 現地調査後は、調査結果写真（撮影箇所が分かる図面を含む）、調査結果に対する所見を明示した調査報告書を調査職員に提出すること。また、それらの調査結果に基づき、概算工事費等を考慮した改修計画を調査職員に提出し、協議を行った上で改修方針（仕様）を決定し、令和7年9月19日までに工事スケジュール、仮設計画及び概算工事費を算出し提出すること。なお、概算工事費について見積掛率などを十分に精査し算出すること。
- (6) 計画通知が提出できる状況（エレベーター設備図面以外）までの図面を作成すること。

9. 提示図書

	形態	ファイル形式
(1) 東広島市総合福祉センター新築工事（建築）※EV部分除く	製本	-
(2) 東広島市総合福祉センター新築工事（電気・機械）	データ	tif
(3) 平成27年度 総合福祉センター改修工事	データ	jww
(4) 令和5年度 総合福祉センター高圧受変電設備等改修工事	データ	jww

10. 提出図書

【成果品】



実施設計図書

- 実施設計図面（CADデータ、原図PDFデータ）
- 実施設計説明書
- 内訳書ファイルデータ（RIBCデータ）
- 工事費内訳明細書（金入り）
- 数量計算書
- 数量拾い図（必要な場合のみ）
- 見積依頼先名簿（提出分の写し）
- 見積比較表（本市指定様式）

- 見積書
- 刊行物比較表（任意様式）
- 刊行物写し

- 打合せ簿（提出分副本の写し）
- 見積掛率一覧表
- その他調査職員が指示するもの

- 1 部 ※パイプ式ファイルで提出すること
 ※CD-Rにて提出すること
 ※必要に応じて
 ※CD-Rにて提出すること
 ※A4、2UPで印刷すること
 ※紙、CD-Rにて提出すること
 ※読み取れる図面サイズとすること

- ※内訳書と順序を揃えること
 ※紙、CD-Rにて提出すること
 ※紙、CD-Rにて提出すること
 ※紙、CD-Rにて提出すること
 ※紙、CD-Rにて提出すること
 ※採用単価をマーキングすること

- ※紙、CD-Rにて提出すること



構造計算書

- 必要部数 ※協議記録等は打合せ簿で提出すること



設備容量等計算書

- 1 部



官公署手続き書類

- 必要部数 ※協議記録等は打合せ簿で提出すること



実施設計原図（普通紙）

- 1 部 ※サイズは設計書作成要領による



見開きA3版製本

- 3 部



A3綴じ込み折り

- 1 部 ※穴はあけずクリップ留で提出すること



A3平綴じ

- 1 部 ※穴はあけずクリップ留で提出すること

【事務書類】



管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書

- 1 部



業務実施工程表

- 2 部 ※正副



業務実施計画書

- 2 部 ※正副



業務履行報告書

- 1 部 ※毎月月初めに提出すること



業務打合せ簿

- 2 部 ※正副



貸与品借用（返納）書

- 1 部



委任（下請負）承認願

- 1 部 ※必要に応じて



見積依頼先名簿届

- 1 部 ※見積依頼を行う前までに提出すること



業務完了通知書

- 1 部



引渡書

- 1 部 ※業務完了検査結果通知書の発行後提出



その他調査職員が指示するもの

- 必要部数

※ 実施設計図書について、1つのパイプ式ファイルに収まらない場合は、分冊すること。

※ 実施設計図書は、インデックス等を使用し、わかりやすく整理すること。

※ CD-Rは、パイプ式ファイルに収納できること。（CDケースをパイプ式ファイルと別にしないこと）

※ 原図への設計者押印は不要とする。

※ 見開きA3版製本、A3綴じ込み折り及びA3平綴じについて提出する場合は検査日までに各1部ずつ提出し、工事発注前後に調査職員より連絡があり次第残り部数を納品すること。

11. 設計基準

【建築設計】

- 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築改修設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（編集 国土交通省、発行 人にやさしい建築・住宅推進協議会国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

【建築積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【設備設計】

- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例
- 東広島市水道事業における給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島県水道広域連合企業団）
- 東広島市公共下水道条例
- 東広島市公共下水道排水設備要綱（東広島市）

【設備積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【地質調査】

- 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

12. その他

- （１） 各提出資料の書式等については、調査職員と協議すること。
- （２） 工事費内訳明細書（金入り）は、（財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システムによる内訳書ファイルにより提出すること。
- （３） 設計図は原則ＣＡＤで作成し、データを提出のこと。
 - ① 成果品として提出するファイル形式は、原則としてＪＷ－ＷＩＮ（最新版）とする。
 - ② ＪＷ－ＷＩＮ以外の場合とするときは、ＪＷ－ＣＡＤ形式若しくはＤＸＦ形式にて提出してもよい。ただし、ＪＷ－ＷＩＮにてデータが完全に互換できなければならないものとする。
 - ③ データ納入の際には、必ずその時点での最新パターンを利用したウィルスチェックをすること。
 - ④ 設計図データは全て縮小率を記入すること。
 - ⑤ 既存図面の活用化については、調査職員と協議を行うこと。
 - ⑥ 環境設定ファイルを同封すること。
- （４） 設計原図をＰＤＦデータ化する場合の解像度は指定しないが、解読不能や文字化けなどの不良がないこと。

委託範囲及び設計書作成要領（建築工事）

基本設計	設計資料	調査研究企画報告書	
		関連技術資料書	
		各種法令手続きのための技術資料の作成	
	設計図書	総合	比較検討説明書
			仕様計画概要書
			仮設工程表
			面積及び求積表
			敷地案内図
			配置計画図
			平面（各面）及び動線計画図
			断面計画図
			立面計画図
			矩計図（主要部詳細図）
		構造	構造計画概要書及び仕様概要書
			構造計画書
	積算		○ 工事費概算書
			○ 工事日程計画書
実施設計	仕様書		○ 共通仕様書 仕様書の指定及び一般的事項
			○ 特記仕様書 特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
			手続き
	総合	一般図	○ 工事概要 工事名称、工事場所、建物規模、工事範囲の明記
			面積表
			仕上表
			○ 敷地案内図
			○ 仮設計画図 1/250・1/500
			○ 配置図 1/250・1/500

実施設計	総合	一般図	○ 平面図 1/100・1/200	
			立面図 1/100・1/200	
			○ 断面図 1/50・1/100	必要な場合
			各伏図 1/100・1/200	必要な場合
			建具位置図 1/100・1/200	平面図に併記してよい。
			建具表 1/50・1/100	記入順序は、積算要領による。
		詳細図	外構図	必要な場合
			日影図	
			矩計図 1/30・1/50	
			展開図 1/30・1/50	詳細図と兼ねてよい
			平面詳細図 1/30・1/50	下階から上に追う
			○ 部分詳細図 1/30・1/50	
	構造	構造図	基礎伏図 1/100・1/200	
			杭伏図 1/100・1/200	基礎伏図に併記してよい。
			各階構造伏図 1/100・1/200	
			柱リスト 1/30・1/50	
			梁リスト 1/30・1/50	
			架構図 1/30・1/50	必要な場合
			床版リスト、配筋図 1/30・1/50	必要な場合
			階段、壁リスト 1/30・1/50	必要な場合
			雑配筋図 1/30・1/50	必要な場合
			敷地調査図	
	計算書	○ 構造計算書	エレベーター更新に係る部分	
	積算	○ 総合		

実施設計	積算	○	構造	官公署諸手続き（確認申請、消防設備計画書）等に伴う建築士のチェック及び押印を含む。
	設備との調整	○	電気設備	
		○	機械設備	
備考				
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。		
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。		
	3	現地状況を考慮した仮設計計画図・概略工事工程表を作成すること。		
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。		
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。		
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。		
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。		
	8			
	9			
	10			

委託範囲及び設計書作成要領 (電気設備工事)

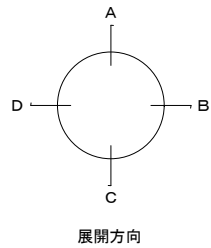
基本設計	積算資料	調査研究企画報告書		
		関連技術資料書		
		各種法令手続きのための技術資料の作成		
	設計図書	改修計画説明書		
		電気設備計画概要書		
		仕様概要書		
		○ 各種技術資料		
○ 工事費概算書				
○ 工事日程計画書				
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書		仕様書の指定及び一般的事項
		○ 特記仕様書		特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
		○ 手続き		
	設計図	○ 工事概要		
		○ 敷地案内図		・既設 ● 改修 ・新設
		○ 配置図		
		受変電設備図		・ 既設 ・ 改修 ・ 新設(必要な場合)
		自家発電設備図		1/100・1/200 ・ディゼ`ル ・ガスタービン
		結線図、機器配置図、仕様		1/30・1/50 (必要に応じて)
		蓄電池設備図		1/100・1/200 ・非常用 ・受変電用 ・弱電用
		○ 幹線系統図		〃
		電灯設備配置図		〃
		照明器具姿図		〃 ・国土交通省仕様による。
		分電盤回路図、姿図		〃
		○ 動力設備配線図		〃
		○ 制御盤、操作盤回路図、姿図		〃
		電話設備		〃 ・交換機 ・電話機
		警備設備		〃
		○ 火災報知設備		〃 ・既設 ・改修 ● 新設
		防犯設備		〃 ・機器設置 ・空配管

実施設計	設計図		TV共同受信設備	〃	・一般 ・BS ・CS ・ITV		
			電気時計設備	〃	・電気式 ・10年電池式		
		○	拡声設備	〃	・非常用 ・全館 ・個別		
			出退表示設備	〃			
			インターホン設備	〃			
			構内情報通信網設備	〃			
			中央監視設備	〃			
			避雷針設備	〃			
			構内外灯	〃			
	計算		設計計算 □ □ 受電 □ □ 電圧降下 □ □ 照度 □ □ その他				
	積算	○	積算明細書の作成 数量算出書				
	その他		電波障害調査（概算費用を含む）				
備考							
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。					
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。					
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。					
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。					
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。					
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。					
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。					

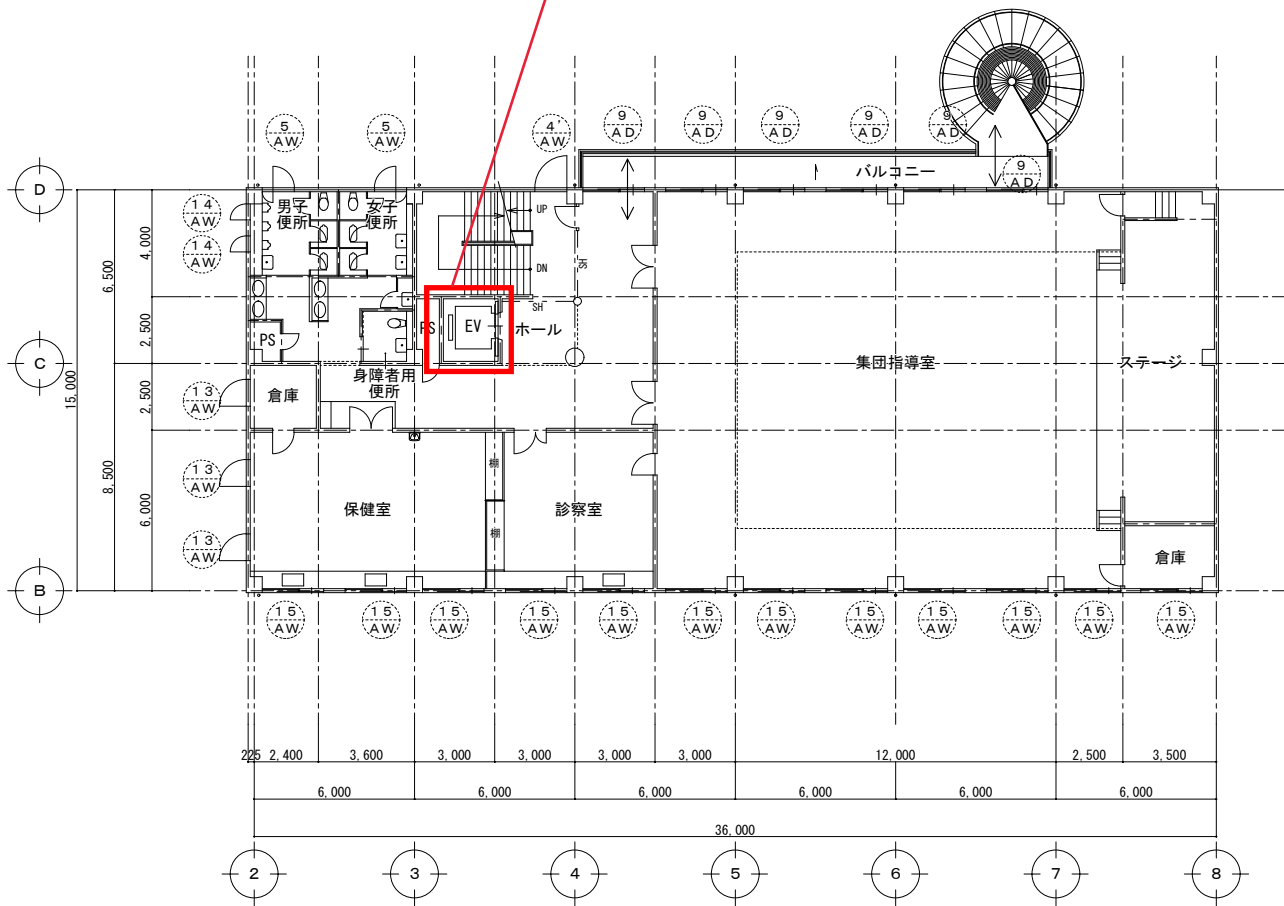
委託範囲及び設計書作成要領 (機械設備工事)

基本設計	積算資料	調査研究企画報告書			
		関連技術資料書			
		各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計図書	改修計画説明書			
		給排水衛生設備計画概要書			
		空調換気設備計画概要書			
		仕様概要書			
		○ 各種技術資料			
○ 工事費概算書					
○ 工事日程計画書					
実施設計	仕様書	共通仕様書		仕様書の指定及び一般的事項	
		特記仕様書		特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	
		手続き			
	設計図	○	機械器具一覧表（昇降機設備、し尿浄化槽等含む）	①	冷暖房空調工事は出来るだけ一枚にまとめる。
				②	主要機器については、構造、寸法、能力、動力数量、制御方式、設置場所、附属品、仕様等を明記する。
		工事概要			
		敷地案内図			
		配置図		1/200～1/500	屋外配管図、勾配図を併記してもよい。
		各階平面図		1/100～1/200	原則として各階ごとに原図1枚とし特に1階は屋外配管、別途工事等の関係を明確にする。

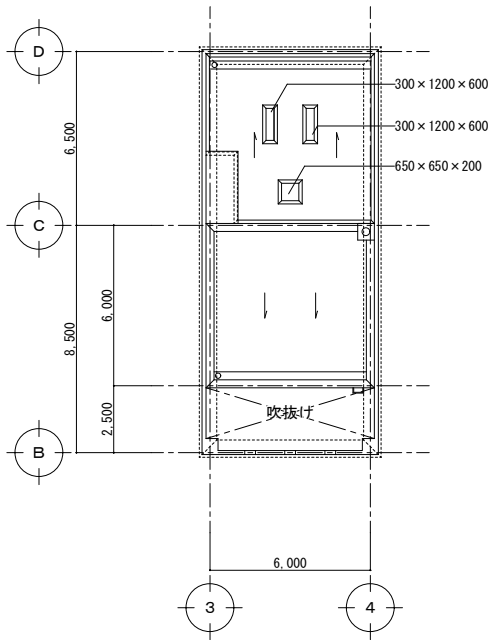
実施設計	設計図	○ 各部詳細図	1/20～1/50		
		配管ダクト系統図	主要配管、ダクト等の系統を明確に表現する。		
		動力操作盤		①	特に電気工事との施工区分を明確にする。
		自動制御計測図		②	自動制御の目的、方法等を空白部に簡条書きする。
	設計	設計計算			
	積算	積算明細書の作成			
	備考				
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。			
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。			
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。			
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。			
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。			
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。			
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。			



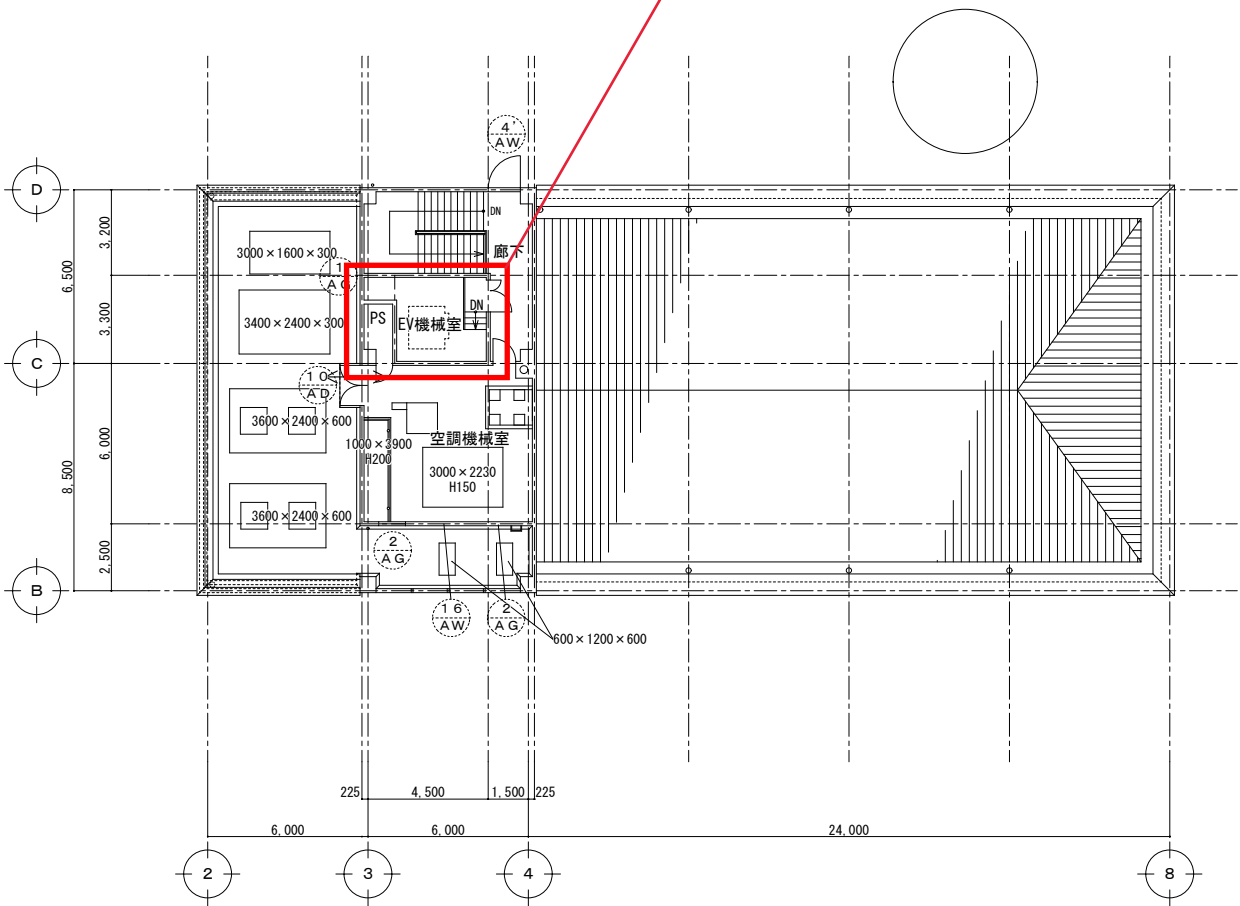
エレベーター設置位置



3階平面図 1/200



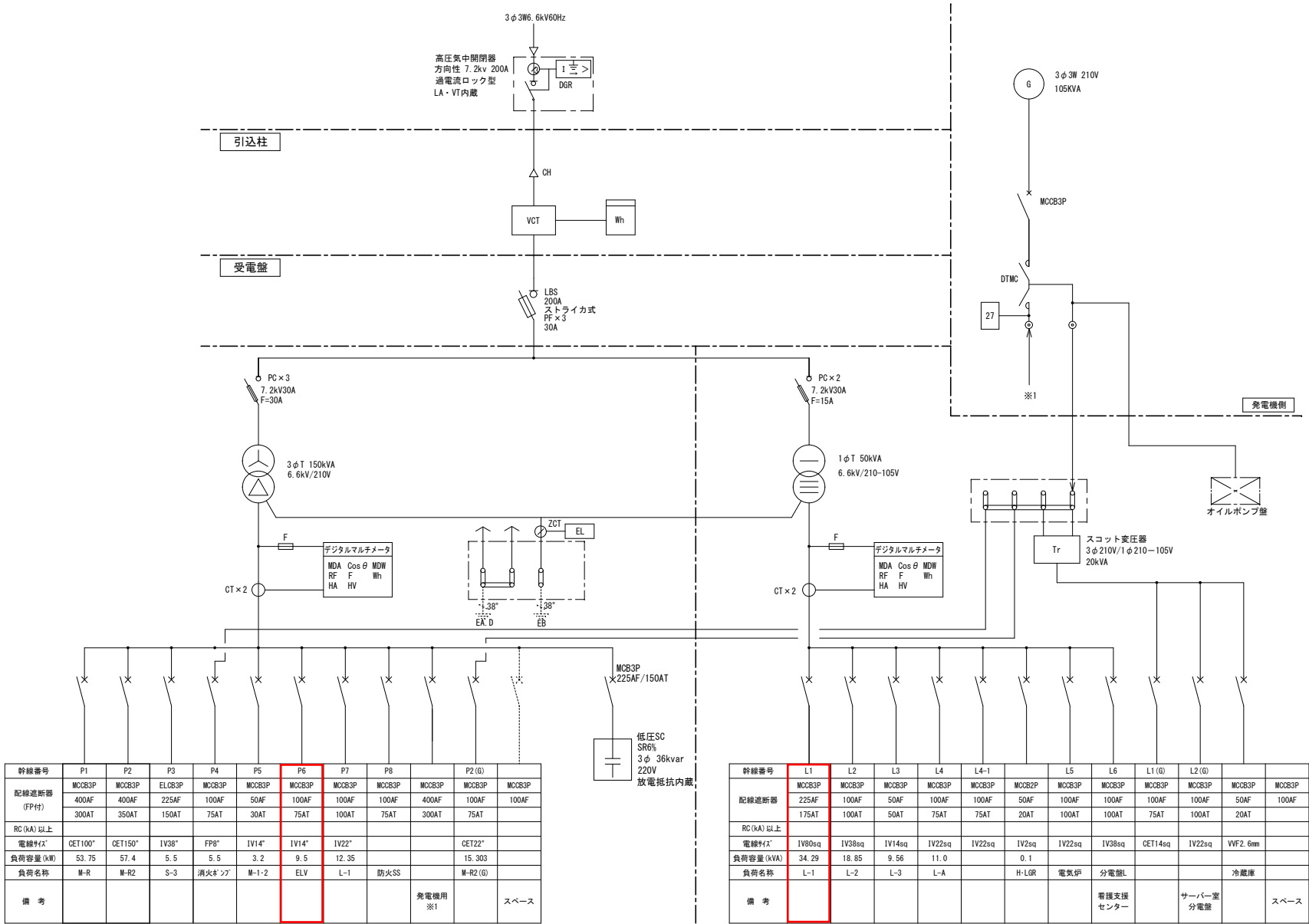
エレベーター設置位置



PH平面図 1/200

凡 例

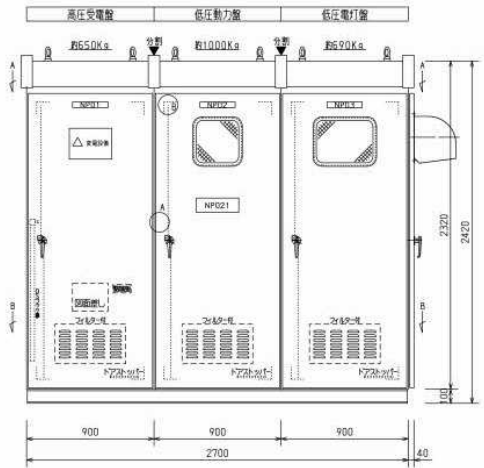
												<> 出入口・避難経路：工事時出入口養生								
特記事項				年 月 日			中国セントラルコンサルタント株式会社 一級建築士登録 第92105号 前岡智之				JOB. NO		DATE		TITLE 総合福祉センター管理運営事業 総合福祉センター改修工事				DWE. NO	
											APPD.		CHKD.		DWN.		SCALE		A	
															3 階・PH階平面図（改修前・後）		1/200		14	



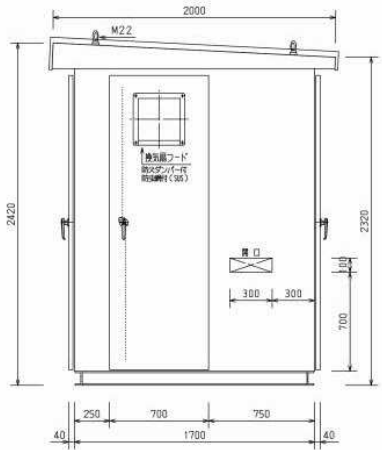
受変電設備単線結線図

受変電設備仕様			
分類		適用	備考
受電方式	受電電圧	6.6kV	
	周波数	60Hz	
	制御方式	直接	
受電盤	配電盤形式	キュービクル式配電盤	JIS C 4620
	配電盤分類	PF・S形	
	遮断機種類	高圧負荷開閉器	
	遮断電流	12.5kA	
低圧配電盤	配電盤形式	キュービクル式配電盤	JIS C 4620
	面数	3面	
	相別	単相	三相
	容量	50kVA	150kVA
	絶縁方式	油入式	油入式
	台数	1台	1台

※キュービクル改修時には保安管理技術者と協議・立会いを要する。



正面図



側面図

Q8警報	火災受信機
低圧漏電(一括)	キュービクル異常
過流ヒューズ溶断	
動力過負荷	
電灯過負荷	
リアクトル異常	
ブレーカトリップ(一括)	

改造 屋内埋込壁掛型電灯動力盤（L－1）

※配管配線取込用継杵を新設

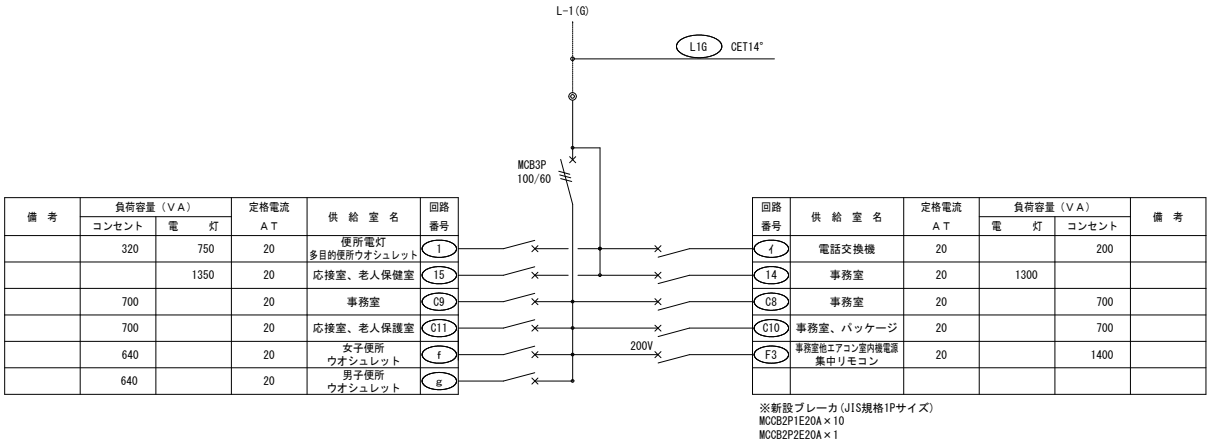
※箇所のブレーカーは一次側の取外しを行う



新設 屋内露出壁掛型発電機回路盤（L－1（G））

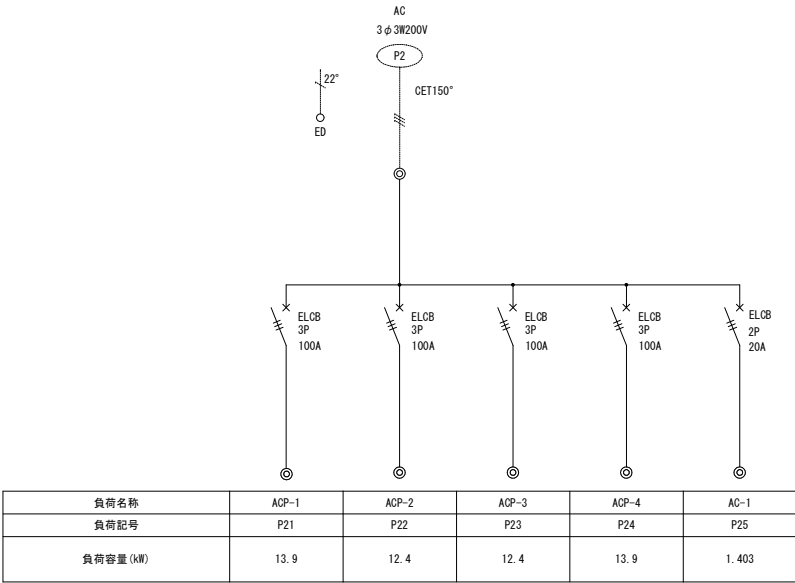
（参考姿図は別途E-12図参照）

※既設L-1盤内の発電機負荷2次側配線に接続



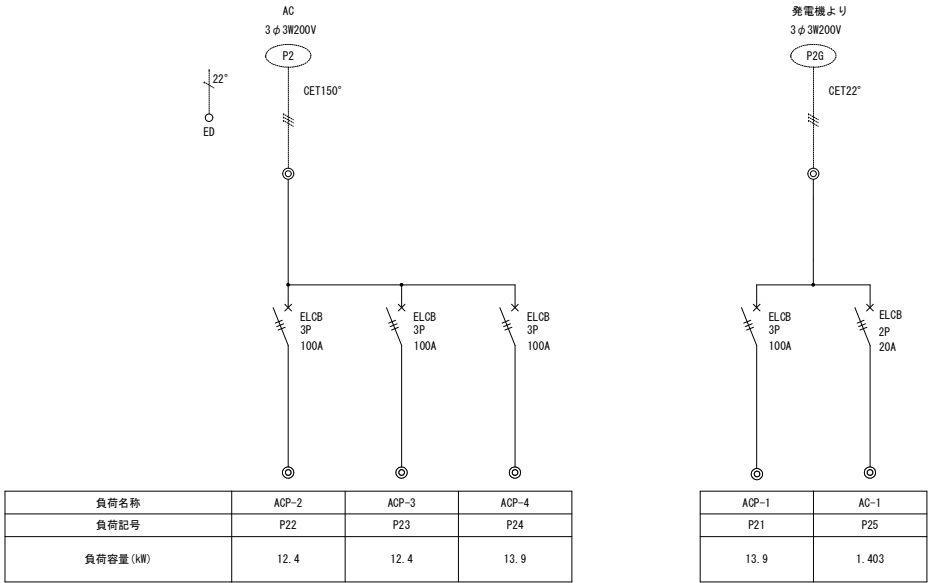
屋内露出壁掛型動力盤（M－R 2）改修前

※内機のみ全て撤去



屋内露出壁掛型動力盤（M－R 2）改修後

※内機のみ全て新設



変更年月日・変更事項



株式会社 佐藤設計

〒720-0823 PHONE (084) 953-3282
広島県福山市千代田町一丁目10番21号
一級建築士事務所 広島県知事登録 18(1) 第4533号
一級建築士 第246907号 瀬井 宏

設計者

工事名称

令和5年度 福祉センター管理運営事業
総合福祉センター高圧受変電設備等改修工事

図面名称

盤結線図（改修図）

縮尺率

A-1：100%
A-3：50%

縮尺

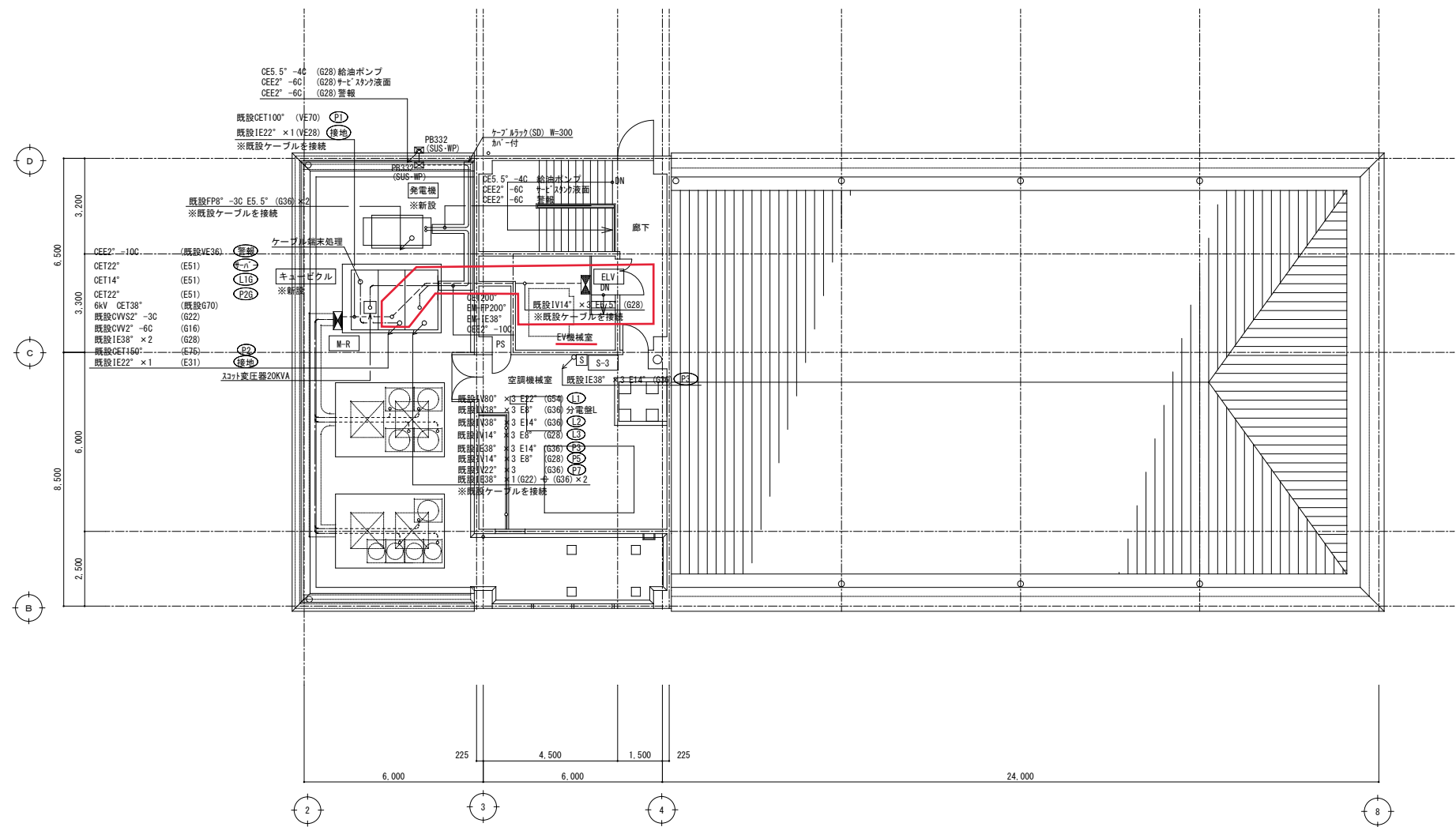
N.S

工事種別

電気

図面番号

E-05



幹線・動力設備PH階平面図（改修後） S=1:100

変更年月日・変更事項	株式会社 佐藤設計 〒720-0823 広島県福山市千代田町一丁目16番21号 PHONE (084) 953-3282 一級建築士事務所 広島県知事登録 18(1)第4533号 一級建築士 第248907号 酒井 宏	設計者	工事名称	縮尺率	工事種別
			令和5年度 福祉センター管理運営事業 総合福祉センター高圧受変電設備等改修工事	A-1 : 100% A-3 : 50%	電気
			図面名称	縮尺	図面番号
			幹線・動力設備PH階平面図（改修後）	1/100	E-09